

幸田町防犯活動行動計画

【第5次計画】

安全に安心して生活することのできる地域社会の実現に向けて



幸 田 町

令和5年4月

は じ め に

幸田町は、平成22年1月に「幸田町安全・安心なまちづくり条例」を制定しました。この条例は、安全・安心なまちづくりの推進に関する基本理念を定めるとともに、町、町民、事業所等の責務を明らかにするものです。また、幸田町が「防犯活動行動計画」を策定し、安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することも明記しました。

愛知県では、平成17年に約20万件発生した刑法犯を平成27年までに半減させる政策目標を設定し、平成18年に「あいち地域安全緊急3か年戦略」、平成21年に「あいち地域安全新3か年戦略」、そして平成24年に「あいち地域安全戦略2015」を策定し、目標達成に向けた施策が展開されています。以降、3か年ごとに改定され、令和4年に「あいち地域安全県民行動計画2023」が策定されました。

それを踏まえ、幸田町においても、平成22年9月に「幸田町防犯活動行動計画」を策定し、以降、3か年ごとに改定をしています。改定された「幸田町防犯活動行動計画」では、愛知県の行動計画を参考に、3つの重点目標を掲げ、町民が安全に安心して生活することができる地域社会の実現を目指してきました。

犯罪発生状況に目を向けると、幸田町内では、平成15年の刑法犯認知件数743件をピークに年々減少し、平成27年にはピーク時の3分の1以下となる204件となりました。その後も減少を続け、令和3年は155件まで犯罪を抑えることができています。しかし、特殊詐欺に関する前兆電話は数多く発生しており、被害手口も巧妙化してきています。不審者によるこどもの被害状況についても、精神的な被害だけでなく、身体的な被害も発生しており、依然として予断を許さない状況は続いています。

この度、令和2年に改定した「幸田町防犯活動行動計画」により推進してきた3年間の施策の成果、課題を踏まえ、更なる安全・安心なまちづくりを目指すべく、第5次となる「幸田町防犯活動行動計画」の改定を行いました。

これは、これまでの基本方針及び施策の方向性を継承し、今後おおむね3年間にわたる計画の目標を新たに設定しているものです。本計画を柱とし、町民が安全に安心して生活することができる地域社会を目指すことで、町、町民、事業所一体となった「安全・安心なまちづくり」を進めていくこととします。

目 次

I	幸田町の治安状況	1
II	課題と行動指針	3
III	『安全・安心なまちづくり』のための3つの重点目標	4
IV	重点目標に基づく施策の展開	5
V	計画の期間	6
VI	目標の設定	6
VII	施策の内容	
1	防犯意識の醸成と地域防犯力の向上	7
(1)	防犯意識の醸成	
(2)	地域防犯力の向上	
2	犯罪の起きにくい社会づくり	10
(1)	防犯に配慮したまちづくり	
(2)	自主的な防犯対策	
3	町民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進	12
(1)	子ども・女性・高齢者の安全対策	
VIII	参考資料	
参考1	幸田町安全・安心なまちづくり条例（全文）	16
参考2	愛知県安全なまちづくり条例（全文）	18
参考3	あいち地域安全県民行動計画2023（全文）	25

I 幸田町の治安状況

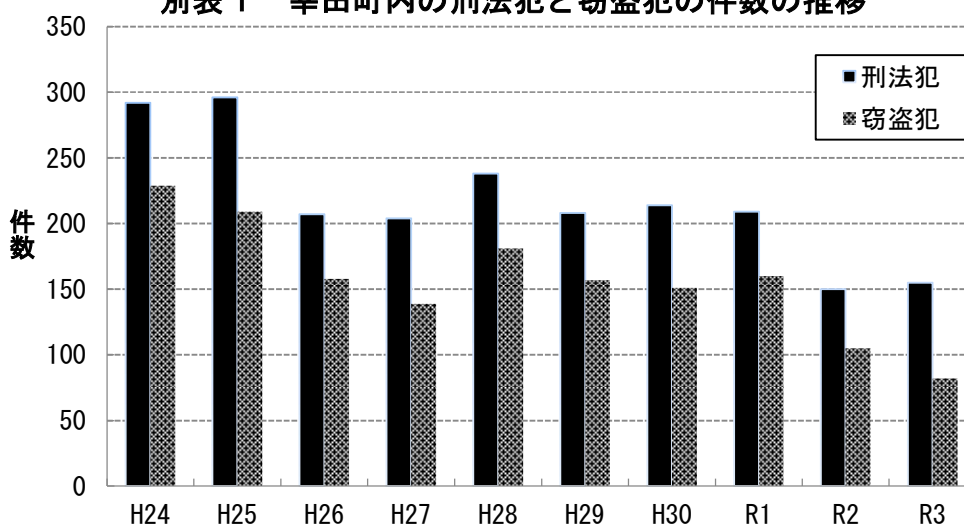
1 窃盗被害

刑法犯全体の半数以上を占める窃盗犯は、年々減少傾向にあり、令和2年から大幅に減少している（特に侵入盗、乗車盗が令和元年と比較し、半減している。）。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の「世界的大流行（パンデミック）」が宣言された年でもあり、4月には緊急事態宣言が発出された。

自転車盗や車上ねらいといった街頭犯罪が特に減少しており、外出自粛の要請により、人の流れが抑制されたことが大きな要因であると思われる。

別表1 幸田町内の刑法犯と窃盗犯の件数の推移



	年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
刑法犯	件数	292	296	207	204	238	208	214	209	150	155
	前年比	-55%	+1%	-43%	-1%	+14%	-14%	+3%	-2%	-39%	+3%
窃盗犯	件数	229	209	158	139	181	157	151	160	105	82
	前年比	-52%	-10%	-32%	-14%	+23%	-15%	-4%	+6%	-52%	-28%

2 子ども被害

子ども被害については、近年、減少傾向にある。

別表2のとおり、種類別では、後つけ、声掛けの被害が大多数を占めており、次点で、痴漢、盗撮被害が多く報告されている。

別表3のとおり、時間帯別では、子どもの登下校の時間帯の被害が最も多く、次点で、18時から21時までの時間帯が多く報告されている。

※子ども被害については、教育委員会へ報告があった分を集計している（警察への被害届、相談は個人情報観点から教育委員会へ報告されないこともあり、表面化されていない数がさらにあると思われる。）。

別表２ 子ども被害の種類別

種類 年	後つけ	声掛け	痴漢	盗撮	露出	暴行	その他	合計
H24	6	5	1	2	0	2	1	17 (16)
H25	3	4	0	1	0	1	1	10
H26	6	7	1	1	0	1	0	16
H27	7	3	1	2	2	0	5	20 (18)
H28	3	2	1	0	1	0	2	9
H29	6	4	1	2	0	0	4	17 (16)
H30	1	1	2	1	2	0	0	7 (6)
R1	4	2	2	0	0	1	1	10
R2	2	1	0	4	0	0	2	9
R3	1	0	1	2	0	1	1	6 (5)

※合計値の()は、実際の件数(1件で2種類以上の被害が発生する場合もあるため。)

別表３ 子ども被害の時間帯別

時刻 年	0～3	3～6	6～9	9～12	12～15	15～18	18～21	21～0	合計
H24	0	0	2	0	4	4	6	0	16
H25	0	0	2	0	0	7	1	0	10
H26	0	0	3	0	2	6	5	0	16
H27	0	0	5	1	1	11	0	0	18
H28	0	0	2	0	0	7	0	0	9
H29	0	0	2	1	1	11	1	0	16
H30	0	0	1	0	0	5	0	0	6
R1	0	0	4	0	0	2	4	0	10
R2	0	0	2	0	1	3	3	0	9
R3	0	0	0	0	0	4	1	0	5

別表４ 特殊詐欺被害の種類別

３ 特殊詐欺被害

近年の特殊詐欺被害は別表４のとおり、年に数件しか報告されていないものの、１件あたりの被害額は他の犯罪と比較しても、膨大であり、最大で５５０万円を騙し取られる被害も発生している。

また、前兆電話の問合せも岡崎警察署に数多く寄せられている。

種類 年		R1	R2	R3
オレオレ詐欺	件数	1	1	0
	被害額(万円)	550	500	0
預貯金詐欺	件数	0	0	0
	被害額(万円)	0	0	0
架空請求詐欺	件数	2	0	2
	被害額(万円)	59	0	238.3
還付金詐欺	件数	0	0	0
	被害額(万円)	0	0	0
融資保証詐欺	件数	0	0	0
	被害額(万円)	0	0	0
振り込み類似 (その他)	件数	0	0	0
	被害額(万円)	0	0	0
詐欺盗	件数	1	0	0
	被害額(万円)	0	0	0
総数	件数	4	1	2
	被害額(万円)	609	500	238.3

※R1年から岡崎市、幸田町と分けて集計されるようになったため、3年分のみ掲載している。

Ⅱ 課題と行動指針

幸田町内の治安状況を踏まえ検討していく。

窃盗被害はいまだ刑法犯全体の半数以上を占めており、刑法犯件数全体の数値を押し上げる原因となっている。刑法犯には、窃盗のほかに、殺人、放火、暴行、詐欺等数多くの要素で構成されているが、それらと比較すると、比較的犯罪に手を染めやすいがために、窃盗犯の割合が多く占めていると考えられる。事実、窃盗犯を構成する侵入盗、自転車盗、万引き等は住民の身近なところで発生する犯罪であることから、それらを防ぐためには、基本的な防犯対策が重要であり、町、町民、事業所それぞれによる「自分(地域)の安全は自分(地域)が守る」という意識づくりが必要になってくると思われる。

子ども被害については、減少傾向にある。しかし、種別で見ると、痴漢、盗撮、暴行といった明らかに悪意を持った被害については、年によって、増減を繰り返している状態である。

特に、子どもの登下校中に被害が発生しており、こうした被害を抑えるためには、町による防犯灯や防犯カメラ設置によるハード面での対策推進だけでなく、普段から防犯ボランティアとして見守り活動に従事いただいている町民と連携した防犯啓発や情報共有を行うことによるソフト対策の両輪で、犯罪の起きにくい社会づくりを推し進めることが、重要であると思われる。

最後に、特殊詐欺被害については、他の犯罪と比べ1件あたりの被害額が大きい犯罪であり、犯罪手口を周知、啓発した後に、新しい詐欺の手口が生まれるというような、いたちごっこの状態である（最近では、キャッシュカード詐欺という新しい詐欺の手口も生まれる等、多様化、巧妙化の傾向がある。）。

窃盗被害にも言えることであるが、こうした被害には、特殊詐欺対策装置や盗難防止グッズ等の購入促進や、犯罪手口の紹介による啓発活動に根気強く注力し、地域防犯力の推進及び犯罪への対策の推進を継続していくほかないと思われる。

以上の現状と課題を踏まえ、これまでの計画の重点目標と施策を継承しつつ、今後3年間の目標を設定する。

Ⅲ 『安全・安心なまちづくり』のための3つの重点目標

3つの重点目標

- 1 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上
- 2 犯罪の起きにくい社会づくり
- 3 町民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

1 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

子どもから大人まで、町民一人一人が「自分の身は自分で守る」ことを意識し、行動することができるよう、犯罪や防犯に関する情報提供や啓発活動を行い、防犯意識の醸成を図る。

また、自主防犯活動団体の設立・活動を支援し、「地域の安全は地域で守る」という意識を持っていただくとともに、町と地域で連携した防犯活動を推進することにより、地域防犯力の向上を目指す。

2 犯罪の起きにくい社会づくり

犯罪防止に配慮した公共施設、公園、住宅、道路等の整備・普及を推進することによるハード面の対策とともに、防犯ボランティアとの見守り、啓発活動の連携に努めることによるソフト面での対策の両輪で対策を行うことで、犯罪の起きにくい社会づくりを推進する。

3 町民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

窃盗被害、子ども被害、特殊詐欺被害等の対策に取り組むとともに、学校・地域・家庭・警察等が一体となって、子どもを犯罪から守るための安全対策や、女性・高齢者が被害者となるような犯罪を防止するための対策を推進する。

また、組織化された犯行グループにより連続的に行われる犯罪や、新手の犯罪等町民の安全・安心を脅かす犯罪に迅速、的確に対応し、被害の未然防止、拡大防止を図る。

Ⅳ 重点目標に基づく施策の展開

『安全・安心なまちづくり』のための3つの重点目標を達成するため、次のように施策を展開する。

1

防犯意識の醸成と
地域防犯力の向上



- ・安全・安心なまちづくりに関する広報活動
- ・キャンペーン等の開催による啓発活動
- ・防犯講座等の開催による安全・安心なまちづくりに関する知識の提供
- ・自主防犯活動団体の活動に対する支援・参加・協力
- ・青色回転灯車両によるパトロールの推進
- ・地域における防犯活動への参加・協力

2

犯罪の起きにくい
社会づくり



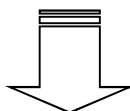
- ・防犯に配慮したまちづくり
- ・住宅・事業所等の防犯対策
- ・巡回による啓発活動

3

町民の安全・安心を脅かす
犯罪への対策の推進



- ・不審者発生情報等の情報提供
- ・防犯教育の実施
- ・見守り活動の充実
- ・学校・通学路等の安全確保・点検
- ・犯罪弱者が自分の身を守るために
必要な知識の普及・啓発



安全・安心なまちづくり

V 計画の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3か年）

VI 目標の設定

幸田町内では、平成15年の刑法犯認知件数743件をピークに年々減少し、平成27年にはピーク時の3分の1以下となる204件となった。その後も減少を続け、令和3年は155件まで犯罪を抑えることができています。

これまでの取組による成果を一步ずつ前進させ、治安の回復をより確実なものとするため、全体の指標である刑法犯認知件数については「毎年減少させる」ことを目標とする。

窃盗犯は、刑法犯の半数以上を占めていることから、刑法犯と同様の目標である「毎年減少させる」ことを目標とする。

子ども被害については、刑法犯、窃盗犯と同様に「毎年減少させる」という目標設定に加え、特に悪質な被害（現行犯逮捕となるような案件）である「痴漢」「露出」「盗撮」「暴行」の被害について、発生件数0件を目標とする。

特殊詐欺被害については、発生件数こそ少ないものの、その被害の大きさは甚大であることを踏まえ、発生件数0件を目指す。

Ⅶ 施策の内容

1 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

子どもから大人まで、町民一人一人が「自分の身は自分で守る」ことを意識し、行動することができるよう、犯罪や防犯に関する情報提供や啓発活動を行い、防犯意識の醸成を図る。

また、自主防犯活動団体の設立・活動を支援し、「地域の安全は地域で守る」という意識を持っていただくとともに、町と地域で連携した防犯活動を推進することにより、地域防犯力の向上を目指す。

《町の取組》

(1) 防犯意識の醸成

取組事項	主な内容	担当課
啓発活動の実施	のぼり旗の掲示、キャンペーン・イベント等の実施により、町民の防犯意識の普及、啓発に努める。	防災安全課
	青色回転灯を装着した公用車による街頭広報を実施する。	
	四季の安全なまちづくり県民運動実施期間に併せ、警察・関係団体と連携しながら、防犯キャンペーン等を実施する。	
	町内のまつりや各種イベント、地域の集会、各種団体の会議等の人が集まる場所を活用し、防犯に関する啓発活動を実施する。	
	補助錠等を配布し、侵入盗に関する啓発活動を実施する。	
犯罪情報、防犯に関する知識の提供	犯罪の発生状況や防犯に関する知識、防犯対策に関する情報を町広報誌や町ホームページ等により、情報提供する。	防災安全課
	定例区長会議において防犯に関する情報を提供するとともに、地域で行う町民向けの防犯啓発用チラシや印刷物の作成等に対し、積極的に協力することにより、情報発信を推進する。	
	緊急メールにより、登録者へ犯罪情報や不審者情報を配信するとともに、緊急メールの新規登録を促進する。	防災安全課 学校教育課
緊急事態の緊急広報	不審者による被害や凶悪犯罪が発生したときは速やかに情報を伝達、共有するとともに、緊急メール・防災行政無線・ホームページ等により、町民に情報提供をする。	防災安全課 学校教育課 こども課
防犯教育の推進	警察や県と連携し、町民に対する防犯に関する講習会等を実施することにより、町民の防犯意識の高揚と防犯知識の習得を図る。	防災安全課

反射材付き（自発光含む。）タスキ・バンドの配布	夜間等にウォーキングを楽しむ町民に対して、交通安全の確保及び防犯の啓発のため、反射材付き（自発光含む。）タスキ・バンドを無償配布する。	防災安全課
地域安全ステーションからの情報発信	地域の安全の拠点として、地域安全ステーションから安全に関する情報を発信する。	防災安全課
	音による防犯対策として、防犯用啓発CDを活用したパトロールを実施する。	
町職員の防犯意識の高揚と活動の推進	町職員に対し防犯に関する情報提供を行い、防犯の視点を施策に反映させる等、全庁的な取組として防犯活動の推進を図る。	防災安全課
	町職員による移動中の「ながら防犯パトロール活動」に取り組む。	
青色回転灯パトロールの拡大	青色回転灯を装着した公用車によるパトロールを積極的に実施する。	防災安全課
	自主防犯活動団体が青色回転灯車両によるパトロールを実施するために必要な講習会の開催や警察への事務手続を支援し、青色回転灯車両によるパトロールの拡大を図る。	

(2) 地域防犯力の向上

自主防犯活動団体等への支援	自主防犯活動団体の活動がより有効的かつ継続的に実施できるよう、警察と連携して防犯講習会等を実施する。	防災安全課
	自主防犯活動団体が主催する研修会等に対し、必要な講師を派遣する。	
	自主防犯活動団体のネットワーク団体（幸田防犯ネットワーク）の活動に対する助言、支援を行う。	
	自主防犯活動団体に対し、犯罪情報や不審者情報を速やかに提供する。	
	町ホームページ等で自主防犯活動団体の活動を紹介する機会を設け、他の団体や地域へ活動の波及を促進する。	
	自主防犯活動団体がパトロール等で使用する資機材の充実を支援する。	
自主防犯活動団体の設立支援	警察及び県と連携し、防犯ボランティアリーダーを養成するための講座を開催し、地域の防犯活動の中心となる人材を支援する。	防災安全課
	自主防犯活動の体制が整っていない地域に対し助言を行い、自主防犯活動団体の設立を促進する。	

	一定の条件を満たす自主防犯活動団体に対し、活動に必要な物品の購入等に要する経費に対して、補助金を交付する。	
地域安全ステーションの効果的な運営と地域の連携強化	地域の防犯パトロールの拠点として、地域安全ステーションを活用するとともに、親しみやすい施設としての相談体制の充実を図り、地域と行政との連携の強化に努める。	防災安全課
警察との連携強化	警察（交番、駐在所）との連携を強化することにより、地域防犯力の向上を図る。	防災安全課
外国人の防犯活動参加促進	在住外国人を地域で暮らす住民の一人として位置づけ、外国人の方にも理解してもらえよう、外国籍町民会議等において、外国人に対し、活動の参加を促進する。	防災安全課 企画政策課

《町民の取組》

- ・「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、地域で実施される防犯講習会や防犯訓練に積極的に参加する。
- ・町や警察が行っているメール配信サービスへの登録や、町や警察のホームページを活用して、防犯関連情報の収集を積極的に行う。
- ・地域において、防犯に関する研修会を開催し、防犯意識の向上に努める。
- ・地域や自主防犯活動団体等の活動に参加・協力するよう努め、自らが犯罪の被害に遭うことのないよう安全に心掛ける。
- ・犯罪や不審者・不審車両を発見した時、また、犯罪に遭った時や、犯罪が予見された場合、直ちに警察へ通報する。
- ・隣近所への挨拶・声掛けを推進し、地域の連帯を深めるよう努める。
- ・自転車のツーロックの徹底、ごみ出し等で短時間家を空けるときの、鍵を掛ける等、自らの行為が犯罪を誘発させるきっかけとならないように日頃から注意する。
- ・町や関係機関が実施する安全・安心なまちづくりに関する活動に参加・協力するよう努める。

《事業者等の取組》

- ・防犯教育等を実施し、従業員の防犯知識の普及及び防犯意識の向上に努める。
- ・業務で地域を巡回する場合は、「防犯パトロールを行っている」という認識を持つように努める。
- ・犯罪や不審者・不審車両を発見したときは、直ちに警察へ通報する。
- ・町や関係機関が実施する安全・安心なまちづくりに関する活動に参加・協力するよう努める。

2 犯罪の起きにくい社会づくり

犯罪防止に配慮した公共施設、公園、住宅、道路等の整備・普及を推進することによるハード面の対策とともに、防犯ボランティアとの見守り、啓発活動の連携に努めることによるソフト面での両輪で対策を行うことで、犯罪の起きにくい社会づくりを推進する。

(1) 防犯に配慮したまちづくり

《町取組》

取組事項	主な内容	担当課
職員によるパトロールの実施	街頭犯罪抑止のために、定期的な青色回転灯パトロール及び犯罪の実態に応じた重点的なパトロールを実施する。	防災安全課
	町職員による移動中の「ながら防犯パトロール」に取り組む。	
犯罪を誘発するおそれのある迷惑行為の対策	落書き、不法投棄、違法駐車、違法な屋外広告物等の迷惑行為の対策を講じる。	防災安全課 環境課 都市計画課
道路(地下道を含む。)の防犯対策	構造上、人の目が届きにくいところ等、危険性のある場所については、照明や緊急通報ブザー、立看板等を設置して安全対策を講じていく。	防災安全課 土木課
住宅の防犯対策	住宅の防犯に関する情報提供を図り、防犯性の高い住宅の整備・普及に努める。	防災安全課 都市計画課
公園の防犯対策	公園の整備にあたっては、防犯対策に配慮し、公園内の見通し確保や、照明を設置する等、犯罪防止のため、安全管理の徹底を図る。	防災安全課 都市計画課
防犯灯の計画的な設置と維持管理	地域からの防犯灯設置要望に基づき、必要性等を考慮し、防犯灯の整備に努める。また、適正な維持管理に努める。	防災安全課
空き地・空き家等における犯罪防止の措置	空き地・空き家等について、不法投棄や犯罪の温床となり、防犯上危険な場所とならないよう、所有者に適正な管理を依頼する等、必要な措置を講じる。	防災安全課 環境課 都市計画課
公共施設(建物)の防犯対策	公共施設の美化、環境浄化に努め、定期的な点検を実施し、必要な措置を講じることにより、防犯性の向上を図る。	防災安全課 各施設管理者
防犯カメラの設置	犯罪防止のため、街頭や公共施設等に防犯カメラを設置する。設置後は適切に管理する。	防災安全課 各施設管理者
門灯・玄関灯の夜間点灯の促進	町民・事業者の理解と協力を得ながら、門灯・玄関灯及び共同住宅、事業所、駐車場における屋外照明の整備、点灯及び夜間点灯の推進を図っていく。	防災安全課

放置自転車対策	町の公共駐輪場においては、パトロールや自転車の整頓をするとともに、定期的に放置自転車の撤去を行い、環境美化に努め、犯罪の起こりにくい環境づくりを目指す。	産業振興課
	自転車の防犯登録を推進する。	防災安全課
外国人も安心して暮らせるための支援	外国人との情報交換を積極的に行うとともに、相談体制の整備を推進する。	防災安全課 企画政策課

(2) 自主的な防犯対策

《町民の取組》

- ・ 門灯・玄関灯の夜間点灯に努める。
- ・ 確実な施錠に努めるとともに、「時間」・「光」・「音」・「地域の目」の防犯4原則を加えた対策で、住宅の防犯対策に努める。
- ・ 塀はブロック塀ではなく、生垣や透視可能な柵の設置に努める。
- ・ 駐車場への照明やセンサーライトの取付け等、乗物盗及び侵入盗の被害防止対策に努める。
- ・ 地域の暗がりや死角となる場所といった危険箇所を確認する等、地域の安全点検を行う。
- ・ 清掃や除草等で地域を美化し、危険な場所を減らしていく。

《事業者等の取組》

- ・ 事業所や駐車場は、防犯を考慮し、屋外照明や防犯設備の整備に努める。また、屋外照明の夜間点灯に努める。
- ・ 常に営業内容や店舗内で犯罪を発生させるきっかけとなる要因がないかを点検し、事業所等の周辺の環境を整備するように努める。
- ・ 事業内容の防犯マニュアル等の作成に努める。
- ・ 自己が所有・占有し、又は管理する土地又は建物について、定期的な草刈りや外部からの死角をなくす等、防犯の観点からの整備を行い、犯罪を誘発するきっかけを作らないよう、適正な管理に努める。
- ・ 事業所敷地内に設置している防犯カメラの向きを、可能な範囲で公道側に向け、地域のための防犯として活用できるように努める。

3 町民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

窃盗被害、子ども被害、特殊詐欺被害等の対策に取り組むとともに、学校・地域・家庭・警察等が一体となって、子どもを犯罪から守るための安全対策や、女性・高齢者・障がい者が被害者となるような犯罪を防止するための対策を推進する。

また、組織化された犯行グループにより連続的に行われる犯罪や、新手の犯罪等町民の安全・安心を脅かす犯罪に迅速、的確に対応し、被害の未然防止・拡大防止を図る。

(1) 子ども・女性・高齢者の安全対策

《町の取組》

ア 子どもの安全対策

取組事項	主な内容	担当課
見守り活動の充実	登下校時には通学路における青色回転灯パトロールを実施する。	防災安全課
	行政区及び自主防犯活動団体による地域における見守り活動を推進する。	防災安全課
	各小学校下校状況把握マップを作成し児童の下校状況を把握するとともに、教職員・PTA・スクールガード・町職員による見守り活動を実施する。	学校教育課
防犯ホイッスル等の配布	連れ去り等の犯罪対策として全児童・生徒に防犯ホイッスルを配布する。	学校教育課
防犯管理体制の整備	不審者侵入時等の防犯対策マニュアルの作成や、犯罪情報の収集・連絡体制等を整備するとともに、警察等の関係機関と連携強化を図る。	防災安全課 学校教育課 こども課
防犯教育の実施	防犯に関する知識、危険な場面に遭遇した時の対処法等を身に付けるため、園児・児童・生徒を対象とした防犯教室、不審者対応訓練等を実施し、併せて教職員や保育士に対する不審者対応訓練を実施し、防犯知識の向上を図る。	防災安全課 学校教育課 こども課
「こども１１０番の家」の普及促進	不審者による子どもを狙った被害を防ぐため、子どもの緊急避難場所となる「こども１１０番の家」の設置を推進するとともに、関係者への周知を図り、子どもが危険を感じたときにすぐに駆け込める環境づくりを推進する。	学校教育課
スクールガードの設置・育成	子どもの安全を確保するため、各小中学校にスクールガードを配置する。	学校教育課
学校・保育園等の防犯性の向上	不審者の侵入を防ぐため、門扉、フェンスを整備し、施錠を徹底するとともに、教室・園舎について不審者侵入等の緊急時に危険を知らせるための警報装置（ベル）や不審者侵入時の対策用物品（さすまた等）を整備し、防犯に配慮した施設の整備を推進する。	学校教育課 こども課

	学校・保育園等の施設は定期的に防犯の観点から安全点検をし、防犯に配慮した管理を推進する。	
通学路の安全点検	通学路の実態を把握し、危険な箇所を改善するため、通学路の安全点検を行い、安全推進会議を開催し、対策を検討する。	防災安全課 学校教育課 土木課
スクールタイムバス 下校	遠距離通学の児童（１年生～３年生）の下校時における安全を確保するため、スクールタイムバスを使った下校を行う。	学校教育課 財政課 福祉課
地域安全ステーションによる街頭パトロール	コンビニエンスストア・駅周辺等青少年が集まりやすい場所をパトロールし、街頭での声かけを行う。	防災安全課
地域安全マップの作成	通学路や公園等における危険箇所等を把握するため、各学校において地域安全マップを作成し、子ども自身の防犯能力を高める。	学校教育課
犯罪情報の共有	こどもに対する犯罪等の情報を緊急メール等で配信し、保護者・地域・関係機関と情報を共有する。	防災安全課 学校教育課 こども課
PTA・自主防犯活動 団体との連携強化	登下校時等の安全確保を図るため、PTA や自主防犯活動団体相互の連携に努める。	防災安全課 学校教育課
青少年の健全育成	少年補導委員、青少年健全育成地域推進委員により、非行防止等の啓発活動や巡回パトロールを行う。	防災安全課 生涯学習課
児童虐待防止の推進	児童虐待防止の普及啓発活動を促進する。	こども課
	学校や保育園、地域において、児童虐待のおそれのある家庭の早期発見に努める。	学校教育課 こども課 福祉課 健康課
	要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークにより、児童虐待に関する情報の交換と虐待防止への対応策を検討する。	学校教育課 こども課 福祉課 健康課
インターネットの安全利用のための教育 及び保護者への啓発	インターネット上の有害情報から子どもを守るため、インターネットの安全利用のための情報モラル教育を実施する。また、保護者に対する啓発を実施する。	学校教育課

イ 女性・高齢者に対する防犯対策

取組事項	主な内容	担当課
女性に対する防犯教育	ひったくりやわいせつ行為等女性が狙われやすい犯罪についての防犯講座を開催し、自らの安全を確保していく上で必要な知識の普及、啓発に努める。	防災安全課
地域安全女性推進委員制度の活用	各区から1人ずつ推薦される地域安全女性推進委員から、女性の視点で見る地域における安全に関する要望・意見を聴き、危険箇所等を改善する。	防災安全課
高齢者に対する防犯教育	高齢者が狙われやすい特殊詐欺等の犯罪に遭わないよう、防犯講座を開催し、自らの安全を確保していく上で必要な知識の普及、啓発に努める。	防災安全課
高齢者見守りネットワークによる防犯対策	町民や各種団体、民間事業者等が見守りをする中で、異変を察知し、連携を図ることで、行方不明、孤独死の防止、侵入盗、特殊詐欺等の被害に遭わないよう、見守りネットワークの拡充に努める。	防災安全課 福祉課
金融機関との防犯協定	金融機関や郵便局、コンビニエンスストア等と協定を締結し、特殊詐欺被害を未然に防止できる体制を推進する。	福祉課

ウ 犯罪被害者への支援

取組事項	主な内容	担当課
犯罪被害者への支援	犯罪被害者の立場を理解してもらうため、犯罪被害者週間における啓発活動を行う。	防災安全課
	犯罪被害者に対し、相談機関の紹介や必要な情報の提供等の支援を行う。	防災安全課

《町民の取組》

- ・登下校時等において、家の外で子どもを見守るよう努める。
- ・家庭において、子どもへの防犯教育に努める。
- ・子どもの緊急避難場所となる「こども110番の家」に協力するよう努める。
- ・通学路や子どもの遊び場等の安全点検や防犯パトロールに努める。
- ・地域全体での挨拶を通して、青少年とのコミュニケーションの強化に努める。
- ・在宅中でも留守番電話の使用や、家族で連絡方法や合言葉を決める等、特殊詐欺被害に遭わない環境づくりに努める。

《事業者等の取組》

- ・ 地域や行政等が行う、子どもの見守り活動に協力するよう努める。
- ・ 子どもの緊急避難場所となる「こども１１０番の家」に協力するよう努める。
- ・ 事業用車両での防犯パトロールを実施する。
- ・ たばこ・酒・有害図書等を未成年者に販売しないように徹底する。
- ・ 深夜営業店舗等が深夜における青少年のたまり場とならないようにし、青少年の健全育成の推進に努める。
- ・ 犯罪から自分の身を守る知識を身につけるため、女性従業員を対象に防犯教室を実施する。
- ・ 金融機関・コンビニエンスストア等ＡＴＭが設置されている店舗において、高齢者が電話を掛けながらＡＴＭを操作する等、特殊詐欺被害のおそれがある場合は、声掛けする等、被害を未然に防止する体制を構築する。

VIII 参考資料

参考1 幸田町安全・安心なまちづくり条例（全文）

幸田町安全・安心なまちづくり条例（平成21年幸田町条例第21号）

（目的）

第1条 この条例は、安全・安心なまちづくりの推進について、町、町民及び事業者の責務を明らかにすることにより、犯罪を防止するとともに、町民の安全・安心なまちづくりに対する意識を高め、もって町民が安全に安心して生活することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者及び町内に通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 土地の所有者等 町内の土地又は建物を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。

（基本理念）

第3条 安全・安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守るという基本認識の下に、町、町民及び事業者が、それぞれの責務と役割を担い、連携を図りながら、協働することにより、推進されなければならない。

2 町、町民及び事業者は、犯罪を起りにくくし、犯罪の発生が未然に防止される地域の生活環境を保持していかなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、安全・安心なまちづくりに対する意識の高揚のための啓発活動、情報提供及び環境整備その他の必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、こども、女性、高齢者等に配慮するとともに、国及び県並びに警察その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と緊密な連携を図るよう努めるものとする。

（町民の責務）

第5条 町民は、自らの生命及び財産を守るため、防犯上の安全の確保及び防犯に関する知識の習得に努めるものとする。

2 町民は、町及び関係機関が実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、防犯上の安全の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物について、犯罪の防止に配慮した措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者及び土地の所有者等（以下「事業者等」という。）は、地域社会の一員として、町及び関係機関が実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（自主防犯活動の推進）

第7条 町、町民及び事業者等は、安全・安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動（犯罪の防止及び安全の確保のために、自主的に行う啓発活動及び実地活動をいう。以下同じ。）を積極的に推進するよう努めるものとする。

（自主防犯活動団体）

第8条 町民又は事業者等は、自主防犯活動を推進することを目的とする団体（以下「自主防犯活動団体」という。）を組織することができる。

2 町は、自主防犯活動団体に対して、自主防犯活動の推進に必要な支援を行うものとする。

（防犯活動行動計画）

第9条 町長は、安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯活動行動計画を策定するものとする。

2 町長は、前項の防犯活動行動計画の策定に当たっては、町民及び事業者等の意見を反映させるよう努めるものとする。

（情報の共有と連携）

第10条 町は、安全・安心なまちづくりを効果的に推進するため、町民、事業者等、自主防犯活動団体及び関係機関と防犯に関する情報を共有するとともに、緊密な連携を図るよう努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

参考2 愛知県安全なまちづくり条例（全文）

愛知県安全なまちづくり条例（平成16年愛知県条例第4号）

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 推進体制及び活動の支援等（第五条—第八条）

第三章 犯罪の防止に配慮したまちづくり

第一節 住宅の防犯性の向上（第九条—第十三条）

第二節 道路、公園、自動車駐車場等の防犯性の向上（第十四条—第十六条）

第三節 犯罪の防止に配慮した都市計画（第十七条）

第四節 深夜商業施設等の防犯性の向上（第十八条・第十九条）

第四章 学校等における児童等の安全の確保等（第二十条—第二十四条）

第五章 自動車の盗難による被害の防止等（第二十五条—第二十八条）

第六章 犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化等（第二十九条—第三十二条）

第七章 犯罪の被害者等に対する支援（第三十三条—第三十五条）

第八章 罰則（第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止等について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、県民、事業者、市町村等が地域社会の連帯の強化を図りながら、一体となって安全なまちづくりを推進し、並びに犯罪による被害を防止するために必要な規制等を行い、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第二条 県は、安全なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、安全なまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が安全なまちづくりに関する施策を実施する場合には、必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

（県民の責務）

第三条 県民は、日常生活における安全の確保に自ら務めるとともに、県が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、安全なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進体制及び活動の支援等

（推進体制の整備）

第五条 県は、県民、事業者及びボランティア（以下「県民等」という。）並びに市町村と協働して、

安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(安全なまちづくり推進指導員の委嘱等)

第六条 公安委員会は、社会的信望があり、かつ、ボランティアとして熱意を持って安全なまちづくりを推進するための活動に取り組んでいる者のうちから、安全なまちづくり推進指導員（以下「推進指導員」という。）を委嘱することができる。

2 推進指導員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 地域における犯罪の防止のための活動
- 二 少年（二十歳未満の者をいう。以下同じ）の健全な育成に資する活動
- 三 その他安全で住みよい地域社会を実現するための活動

3 推進指導員に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(県民党に対する支援)

第七条 県は、県民等が行う安全なまちづくりのための自主的な活動を促進するため必要があると認めるときは、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等が行う安全なまちづくりのための自主的な活動を促進するため必要があると認めるときは、助言その他の支援を行うものとする。

(情報の提供)

第八条 県は、安全なまちづくりの推進のための必要な情報の提供を行うものとする。

2 警察署長は、その管轄区域における安全なまちづくりの推進のため、当該区域における犯罪の発生状況等の必要な情報の提供を行うものとする。

第三章 犯罪の防止に配慮したまちづくり

第一節 住宅の防犯性の向上

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第九条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

(指針の策定等)

第十条 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（以下「住宅に関する防犯上の指針」という。）を定めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、住宅に関する防犯上の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(共同住宅の建築主に対する情報の提供等)

第十一条 知事及び公安委員会は、共同住宅について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定により県の建築主事の確認を受けようとする建築主に対し、当該共同住宅を犯罪の防止に配慮した設備を有するものとするために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(建築業者等の努力義務)

第十二条 住宅の建築を業とする者又は共同住宅を所有し、若しくは管理する者は、住宅に関する防犯上の指針に従い、当該建築する住宅又は共同住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築主、所有者等に対する情報の提供等)

第十三条 県は、住宅を建築しようとする者、住宅を所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 道路、公園、自動車駐車場等の防犯性の向上

(犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場等の普及)

第十四条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場等及び自転車駐車場の普及に努めるものとする。

第十五条 知事及び公安委員会は、共同して、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努めるものとする

2 知事及び公安委員会は、道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(自動車駐車場及び自転車上の設置者等の努力義務)

第十六条 自動車駐車場又は自転車駐車場を設置し、又は管理する者は、道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針に従い、当該自動車駐車場又は自転車駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 犯罪の防止に配慮した都市計画

(犯罪の防止に配慮した都市計画)

第十七条 知事は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に規定する都市計画を定め、又は変更する場合において、当該計画の決定又は変更が道路、公園又は共同住宅の構造等その他犯罪の防止を図る上で重要な事項に関するものであるときは、あらかじめ警察本部長に犯罪の防止に関し意見を求めるものとする。

2 前項に規定により意見が求められた警察本部長は、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

3 県は、市町村が都市計画法に規定する都市計画を定め、又は変更する場合において、当該計画の決定又は変更が道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場又は共同住宅の構造等その他犯罪の防止を図る上で重要な事項に関するものであるときは、当該市町村の長に対し、犯罪の防止に関する情報の提供を行うものとする。

第四節 深夜商業施設等の防犯性の向上

(深夜商業施設等の事業者の努力義務)

第十八条 深夜（午後十時から翌日の午前六時までの間をいう。）において営業する商業施設で公安委員会規則で定めるもの（以下「深夜商業施設」という。）において事業を営む者は、当該深夜商業施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に於て来る大規模小売店舗（以下「大規模小売店舗」という。）において事業を営む者は、当該大規模小売店舗を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、労働金庫、農林中央金庫、信用農業組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合及び漁業協同組合並びに貸金業法（昭和五十八年法

律第三十二号) 第二条第二項に規定する貸金業者(以下「銀行等」という。)は、当該営業の用に供する店舗等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者、管理者等に対する情報の提供等)

第十九条 県は、深夜商業施設、大規模小売店舗又は銀行等の店舗等(以下「深夜商業施設等」という。)を設置しようとする者及び深夜商業施設等において事業を営む者又は深夜商業施設等を管理する者に対し、当該深夜商業施設等の防犯性の向上を促進するために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 学校等における児童等の安全の確保等

(学校等における児童等の安全の確保)

第二十条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校の高等課程及び同法第三十四条第一項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うものをいう。)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者(以下「学校等の設置者等」という。)は、次条に規定する学校等における児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の安全の確保のための指針に従い、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

(指針の策定等)

第二十一条 知事、教育委員会及び公安委員会が、共同して、学校等における児童等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項に規定する指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(学校等における安全対策の推進)

第二十二条 学校等の設置者等は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、当該学校等における安全対策を推進するための体制を整備し、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第二十三条 警察署長は、その管轄区域内において、児童等が通学、通園等の用に供している道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)の管理者、地域住民、児童等の保護者並びに学校等の設置者等と連携して、当該通学路における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は通学路等において、児童等が危害を受け、又は危害を受けるおそれがあると認めるときは、警察官への通報、避難誘導その他必要な措置を取るよう努めるものとする。

(安全教育の充実)

第二十四条 学校等の設置者及び当該学校等の所在地を管轄する警察署長は、児童等が犯罪の被害に遭わないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

第五章 自動車の盗難による被害の防止等

(犯罪の防止に配慮した自動車の普及等)

第二十五条 自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の製造又は販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車並びに盗難を防止するための装置の普及に努めるものとする。

(自動車登録番号標等の確認義務)

第二十六条 普通自動車（道路交通法第三条に規定留守普通自動車をいう。以下同じ。）を譲り受け、又は借り受けようとする者は、当該普通自動車を譲り受け、又は借り受けるに際し、当該自動車の自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標等」という。）が偽造され、又は変造されたものでないことの確認及び当該自動車登録番号標等に記載された自動車登録番号又は車両番号が自動車検査証に記載されたそれらの番号と一致することの確認（以下「自動車登録番号標等の偽造の有無等の確認」という。）を行わなければならない。ただし、普通自動車の犯罪を業とする者から普通自動車を譲り受け、又は借り受ける場合その他公安委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 普通自動車を運転しようとする者は、運転するに際し、当該普通自動車の自動車登録番号標等の偽造の有無等の確認を行わなければならない。ただし、普通自動車の犯罪を業とする者から普通自動車を譲り受け、又は借り受けたものが当該普通自動車を運転する場合その他公安委員会規則で定めた場合は、この限りでない。

(イモビライザが取り付けられた自動車の窃取に係る機器の所持の禁止)

第二十六条の二 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、自動車（道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車に限る。以下この条において同じ。）に取り付けられたイモビライザ（自動車の原動機その他の装置に電磁的方法（電子的方法、電磁的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により作用して当該自動車が自走することができないようにする機能を有する装置であって、認識符号（当該装置に電磁的方法により送信される符号を認識するために当該装置に電磁的方法により記録される符号（これらの符号が一致した場合に当該装置の自動車が自走することができないようにする機能が停止されるものに限る。）をいう。以下同じ。）が記録されるものをいう。以下同じ。）について、当該イモビライザに記録されている認識符号と異なる認識符号と異なる認識符号を記録することができる状態にする機能を有する機器を所持してはならない。

(犯罪の防止に配慮した自転車の普及等)

第二十七条 自転車（道路交通法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。）の製造又は販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した錠前等の構造等を有する自転車及び自転車を利用しているものがひったくり等の犯罪の被害に遭うことを防止するための用具の普及に努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及等)

第二十八条 自動販売機の製造又は販売を業とする者は、警報装置、補助錠等、犯罪の防止に配慮した装備を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

第六章 犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化等

(犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化)

第二十九条 県は、県民等及び市町村と協働して、安全なまちづくりを推進するため、違法な広告物及びビラがはん濫し、公共施設等の落書き及び違法な駐車車両が放置される等の犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めるものとする。

(推進地区)

第三十条 公安委員会は、安全なまちづくりを推進するため、犯罪が多発し、かつ、風俗環境の悪化により、少年の健全な育成が阻害されるおそれがある地区であって、犯罪の防止及び環境の浄化を図ることが特に必要であると認められる地区を犯罪抑止・環境浄化推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。

2 公安委員会は、推進地区を指定しようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより公聴会を開催し、当該地区の住民の意見を聴かなければならない。

3 推進地区の指定は、公安委員会規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 前二項の規定は、推進地区の指定を変更し、又は解除する場合に準用する。

(推進地区における公安委員会の責務)

第三十一条 公安委員会は、推進地区において、県民等及び市町村との協働により犯罪の防止及び環境の浄化を図るための施策を集中的に実施するよう努めるものとする。

(推進地区内の事業者の責務等)

第三十二条 事業者は、推進地区内において次の事項を実施するよう努めなければならない。

一 広告用の看板、ビラ等の広告物、商品その他の物品の放置の防止措置

二 従業者に対する違法駐車の防止に関する指導及び教育、事業用車両等の駐車場所の確保その他の違法駐車の防止措置

2 推進地区内において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第十一項第三号に規定する酒類提供浸食店営業及びエステ営業（他から見通すことが困難な個室又は客席を設けて当該個室又は客席において、専ら異性の客の身体に接触する役務を提供する営業をいい、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条に規定する免許を受けて営むものを除く。）（以下「風俗営業等」という。）を営む者は、従業者を雇用する場合においては、身分証明書、旅券等により、当該雇用しようとする者の就労資格の有無を確認するよう努めなければならない。

3 公安委員会は、前二項の規定に従わない者に対し、その是正のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 推進地区内において風俗営業等を営む者に自己の所有する不動産を賃貸する者は、当該不動産が違法な風俗営業等に使用されることのないよう適正な管理に努めなければならない。

5 公安委員会は、推進地区内において、風俗営業等を営む者に自己の所有する不動産を使用させている者に対し、当該不動産が違法な風俗営業等の営業所又は事務所として使用されているときは、当該不動産を使用させないよう勧告することができる。

6 公安委員会は、第三項又は前項に規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたものが正当な理由がなく、その勧告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところによりその旨及びその勧告の内容を公表することができる。

7 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者又は不動産を所有する者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第七章 犯罪の被害者等に対する支援

(被害者支援の推進体制)

第三十三条 県は、犯罪により被害を受けた者又はその遺族（以下「被害者等」という。）の支援に携わる事業者、ボランティア及び学識経験者並びに被害者等の支援に関係する機関と協働して、被害者等の支援に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(被害者等に対する支援)

第三十四条 県は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十二条第三項に規定する犯罪被害者等早期援助団体等と協働して、被害者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害者等に対する協力)

第三十五条 県民等は、地域社会の連帯には、被害者等の平穏な生活の回復が必要であることについて理解を深め、戦場の規定に基づき県が実施する支援に協力するよう努めるものとする。

第八章 罰則

第三十六条 第二十六条の二の規定に違反したものは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条、第十二条、第十五条、第十六条、第二十条、第二十一条、第二十六条及び第三十条から第三十二条までの規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日条例第二十号）

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成十九年七月六日条例第四十八号）

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第五十九号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成十九年十二月規則第六十五号で、同十九年十二月二十六日から施行）

附 則（平成二十年七月八日条例第四十号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十八条第三項の改訂規定は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日条例第三十号）

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

参考3

あいち地域安全 県民行動計画2023 (2022年度版)

2022年6月

愛知県安全なまちづくり推進協議会

1 はじめに

目 次

【計画策定の趣旨】

愛知県における犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）は、2003 年に戦後最多となる約 22 万 5 千件を記録したことから、2004 年 4 月に「愛知県安全なまちづくり条例」を施行し、県民・行政・警察が一体となって犯罪のない安全なまちづくりのための取組を積極的に推進することとしました。

愛知県安全なまちづくり推進協議会は、この条例に基づき、県、県民、事業者、市町村等が一体となって犯罪のない安全なまちづくりを推進するため、2004 年 8 月に設置されました。

愛知県では、2006 年に「あいち地域安全緊急 3 か年戦略」を策定し、さらにその後 3 年ごとに地域安全戦略を策定して、県教育委員会、県警察と連携を図りながら、様々な施策を実施しております。

本協議会もこれに呼応する形で、県民、事業者、団体、市町村がそれぞれの立場において取り組むべき事項を示すものとして、2006 年以降、毎年度、地域安全県民行動計画を取りまとめ、地域が一体となった「県民総ぐるみ運動」を展開してきました。

このような取組により、2003 年に約 22 万 5 千件あった刑法犯認知件数は、2021 年には約 3 万 8 千件と、2 割を切るところまで減少させることができました。

しかしながら、特殊詐欺は還付金詐欺等の手口が多発し、被害額は 13 億円を超えています。また、侵入盗、自動車盗等の県民の安全・安心を脅かす犯罪は身近で発生しており、依然として全国上位を占めています。

これらの犯罪には、地域や家族の絆を強めて防犯力を高めることがその防止に効果的であり、引き続き、県民、事業者、団体、市町村が一体となって、地域の防犯力の向上に向け県民総ぐるみで安全なまち

1	はじめに	
	【計画策定の趣旨】	1
	【基本目標】	3
	【計画期間】	4
2	行動計画	
I	防犯意識の醸成と地域防犯力の向上	4
	【主体別取組事項】	
II	犯罪の起きにくい社会づくり	8
	【主体別取組事項】	
III	県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進	12
	【主体別取組事項】	
3	愛知県安全なまちづくり推進協議会 名簿	24

づくりに取り組んでいく必要があります。

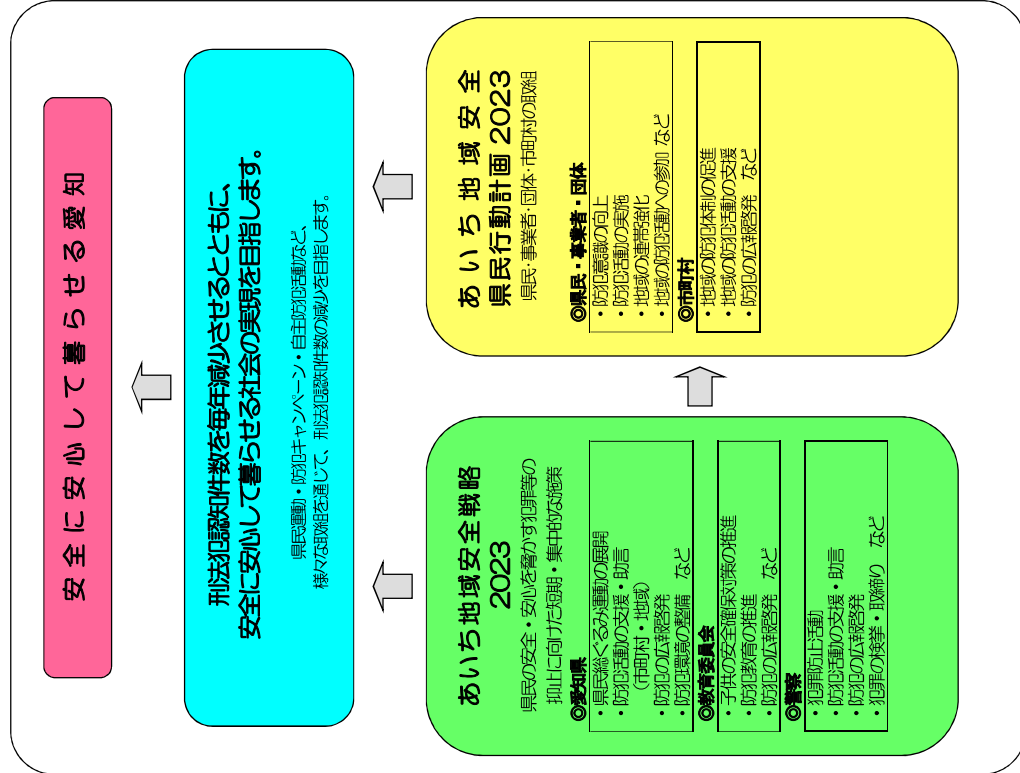
このたび、「あいち地域安全戦略 2023」（以下「戦略 2023」という。）に呼応した「あいち地域安全県民行動計画 2023」（以下「県民行動計画 2023」という。）の 2022 年度版をとりまとめましたので、本計画に基づき犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

なお、各種取組に当たりましては、感染症等の拡大防止に配慮して、推進してまいります。

【基本目標】

刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

「県民行動計画2023」では、「戦略2023」で掲げた「刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。」と軌を一にして同一の基本目標を設定します。



【計画期間】

2021年度から2023年度までの3年間の行動計画とします。

発展性を持たせた行動計画とするため、今後、更に充実・強化が期待される取組についても、できる限り取り入れていくこととし、毎年度見直しを図ります。

2 行動計画

「県民行動計画2023」は、「戦略2023」と呼応する形で、県と、県民、団体、事業者及び市町村が一体となって、県全体で安全なまちづくりに取り組んでいくことから、「戦略2023」が設定した3つの基本戦略（「Ⅰ 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上」、「Ⅱ 犯罪の起きにくい社会づくり」、「Ⅲ 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進」）に沿った形で、事業者団体、地域団体等、市町村、県民の主体別の取組指針を取りまとめました。

Ⅰ 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

子供から大人まで、県民一人一人が自分の身は自分で守ることを意識し、行動できるように、啓発や情報提供を行い、地域が一体となった県民総ぐるみ運動を展開して、防犯意識の醸成を図ります。

また、自主防犯組織の設立促進と活動の活発化を図るとともに、市町村が行う安全なまちづくり施策に対する協力、助言等を行い、県民、事業者、団体、市町村と連携を図りながら、地域防犯力を向上させます。

特に、若者世代への広報、啓発活動を推進し、防犯意識、規範意識の醸成を図るとともに、地域防犯への参画を働きかけます。

（「戦略2023」より）

犯罪にあわないためには、県民一人一人が自分の身は自分で守ることを意識し、行動することが大変重要であることから、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場で防犯意識、防犯知識を高める取組を進めます。

また、それぞれの地域における目に見える形での防犯活動は、犯罪抑止に効果的であることから、地域の自主防犯団体の設立や防犯活動の活発化が重要となります。そこで、県と、県民、事業者、団体及び市町村が連携を図り、地域における防犯活動を強化するとともに、組織体制を整備することで、具体的な防犯活動につなげていきます。

さらに、少子高齢化等の社会情勢の変化により、地域の防犯活動を担う人材の不足が見込まれることから、今後懸念される犯罪の発生やその増加に対し、次世代の安全・安心な地域づくりにつなげるため、若者世代への防犯意識の醸成、地域防犯活動への参加を促進します。

【主体別取組事項】

1 事業者団体

- 県、地域団体等、市町村と連携して四季の安全なまちづくり県民運動に参加するなど、防犯意識の醸成と具体的な防犯活動に取り組めます。
- 顧客、従業員等に対し、店内・車内・事業所内で、防犯に関する放送を実施します。
- 店舗等を地域安全の拠点とし、地域に密着した防犯活動を実施します。
- 活用できる様々な広報媒体を使って啓発を行います。
- 来客等にあいさつ・声かけを行うなど、安全安心な商店街づくり等を推進します。
- 新入社員研修などの各種研修会や朝礼などの機会を捉えて、会員及び従業員に対する防犯教育を繰り返し実施します。
- 会員及び従業員に防犯啓発ツール、防犯資機材等を配布・提供します。
- 会員、従業員及びその家族に積極的に防犯情報を提供します。
- 会員相互間で、防犯情報交換会を、年間開催回数を定めて実施します。
- 店舗相互間のネットワーク等を活用し、防犯情報の迅速な把握と共有化を図ります。
- 会員に対し、夜間や休業等により無人となる店舗、事業所、工場等は、夜間には現金の保管がないことを明示する「現金ゼロ防犯宣言」プレートを表示するよう呼びかけます。また、被害事例や防犯対策について情報提供し、注意喚起します。
- サイバー犯罪の最新手口に関する情報を積極的に収集し、サイバーセキュリティの向上に努めます。
- 地域住民等と連携した地域の防犯活動を実施します。
- 店頭や店舗駐車を自主防犯団体の集合場所、防犯イベント・キャンペーンの活動場所等に提供します。
- 防犯ボランティア活動参加のための休暇制度の創設など、会員、従業員等が防犯活動に参加しやすい環境づくりへの取組を行います。
- 「防犯パトロール中」、「見守り活動実施中」のステッカー等を車体に貼付し、監視の目を光らせながら営業を行うとともに、犯罪を見つけた時には警報へ速やかな通報を行います。
- 地域住民、自主防犯団体等と物的面、人的面などで連携を図ります。
- 県の「安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ制度」に参加し、安全なまちづくり活動を実践します。
- 企業の社会貢献活動（CSR活動）として地域防犯力の向上を掲げ、事業所内の警戒力を事業所周辺まで拡大させるなどの取組を行います。
- 夜間は、タクシーなどがコンビニエンスストアに立ち寄るなど、犯罪が起き

にくい環境を作ります。 ○ 契約者の緊急通報に基づき、最寄りの警備員資格乗務員のタクシーを急行させる取組を実施します。 ○ 企業の特つ技術を防犯対策へ活用することなどを検討し、防犯対策の普及を促進します。	2 地域団体等 ○ 県、事業者団体、市町村と連携して四季の安全なまちづくり県民運動に参加するなど、防犯意識の醸成と具体的な防犯活動のための啓発に取り組みます。 ○ 各種大会やイベント等の参加者に対し、防犯の啓発を実施します。 ○ 加盟団体、会員に対し、防犯情報の提供、注意喚起、研修会の実施などによる防犯教育を徹底します。 ○ 提供された防犯情報を、地域団体等が持つネットワークを活用して啓発に取り組みます。 ○ PTA活動等を通じて、保護者、児童生徒、園児に対する防犯意識の高揚のための取組（実践、参加型を中心に）を実施します。 ○ 地域の自主防犯活動への参加や協力、自主防犯団体の設立を積極的に支援します。 ○ 青色回廊灯装備車を導入し、防犯パトロール活動の強化を図ります。 ○ 安全マップづくりなどを通して、地域の危険箇所を把握し、パトロール活動等を強化します。 ○ 多発する犯罪や、子供を狙った事案などを減少させるため、地域の特性に応じた独自の防犯活動を企画・実践し、その成果を他の地域と共有します。 ○ 地域の大学生、高校生、専門学生等と連携を図り、若者の防犯活動への参加を促進します。 ○ 希薄になった近所付き合いを取り戻すことをねらい、寄り合える場所のマップを作成し、地域のつながりを再生します。 ○ 登園、登校時における、園児・児童に対するあいさつ・声かけ活動を、重点実施日を設けて実施し、通行中の地域住民へも広げていきます。 ○ 県の「安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ制度」に参加し、安全なまちづくり活動を実践します。 ○ 防犯情報の収集に努め、具体的な効果的な防犯活動に取り組みます。 ○ 市町村と連携して、「まちな防犯診断」に取り組みます。
--	--

3 市町村 ○ 四季の安全なまちづくり県民運動の実施期間に合わせ、防犯キャンペーン等を実施します。 ○ 地域住民の防犯意識の醸成を図るため、積極的に啓発を行います。 ・ 窓口、受付等における防犯一口広報の実施 ・ 広報紙、ケーブルテレビ等各種媒体を活用した防犯広報の実施 ・ 防犯ブザー、自転車ワイヤー錠、補助錠等防犯資材の配布 ・ 放置自転車クリーンキャンペーンの実施 ・ 防犯教室、防犯フォーラム等の開催 ・ 市町村の他事業と連携したマルチな防犯広報活動の実施 ○ 職員、来庁者に対し、防犯意識の醸成を図るため、定期的な庁内放送及び庁内ネットワークを活用し積極的に啓発を行います。 ○ 関係課による、防犯に関する意見交換を行います。 ○ 庁内情報ネットワークを活用し、職員に防犯情報をタイムリーに伝達します。 ○ メールにより、登録者へ防犯情報や不審者情報等を配信します。また、メール未登録者に対し、登録するよう積極的に呼びかけます。 ○ 安全マップを児童生徒に配布又は教室に掲示して、防犯意識の高揚を図ります。 ○ 女性の防犯意識の高揚を図るため、防犯教室の開催や防犯ブザーの提供等の広報啓発活動を実施します。 ○ 自主防犯団体の設立支援及び活動支援を行います。 ○ 自主防犯団体の基盤強化を図るため、高齢者のみならず若年層までの幅広い世代の防犯活動への参加を促進することにより、ボランティア活動が持続できる体制づくりを推進します。 ○ 防犯ボランティアリーダーを養成します。 ○ 自主防犯団体の活動状況を広報紙（誌）やホームページなどで紹介し、活動意欲の高揚を図るとともに、地域での認知度を向上させます。 ○ 職員が地域防犯活動などに参加しやすい職場環境づくりに取り組みます。 ○ 青色回廊灯装備車や、防犯広報ステッカーを貼付した公用車によるパトロールを積極的に実施します。 ○ 公用車へのドライブレコーダー設置を推進し、地域防犯力の向上を推進します。 ○ 犯罪の発生状況や防犯対策等に関する情報を共有し、市町村が取り組み対策に反映させます。 ○ 地域の自主防犯団体、管轄警察署等と連携して、定期的な情報交換、意見交換の場を設けます。

○ 地域の広報掲示板等を整備・充実し、防犯活動に役立つ情報配信に活用します。 ○ 不審者等に関する情報について、近隣市町村を含む関係機関と共有するとともに、地域に周知する仕組みを構築し、地域住民への迅速な情報提供に努めます。

4 県 民

○ 地域で実施される四季の安全なまちづくり県民運動に積極的に参加します。 ○ 地域で開催される防犯ボランティアの研修や防犯教室へ参加し、防犯関連情報を積極的に収集します。 ○ 犯罪にあわなかったための注意事項を家族で話し合うなど、防犯意識の向上に努めます。 ・ 特殊詐欺やサイバー犯罪の最新手口に関する情報を積極的に収集し、様々な機会に話題にすること。 ・ 外出時だけでなく在宅時においても戸締りを確認する等の生活習慣を身に付けること。 ・ ひったくりや自動車関連窃盗などの犯罪に対する関心を高め、防犯に努めること。 ○ 市町村等がメール等で配信するタイムリーな防犯情報等を受信し、有効活用します。 ○ 提供された防犯情報、防犯器具、アプリケーション等の新しい技術を活用し、具体的な防犯対策を講じます。 ○ 地域で行われる防犯パトロール等の活動に積極的に参加し、世代格差のない防犯活動に努めます。 ○ 近所でのウォーキングや犬の散歩などの際にも、不審者や危険箇所に対する意識を持って行動します。 ○ 隣近所へのあいさつ・声かけに努めるなど、地域の連帯を深めます。

II 犯罪の起きにくい社会づくり

再犯防止対策の推進や犯罪防止に配慮した住宅・公園・道路等の整備・普及、犯罪の温床となる歓楽街の環境浄化など、犯罪の起きにくい社会づくりを進めます。 （「戦略2023」より）

県と、県民、団体、事業者及び市町村が協働して、再犯の防止や防犯カメラの普及促進など犯罪の起きにくいまちづくりを進めていきます。

また、身近な生活環境の点検を行い、放置自転車、ゴミの片付け、落書き消しなど、犯罪を誘発するおそれのある環境の解消に向けた活動を実施します。

【主体別取組事項】

1 事業者団体

○ 20歳未満の者に対して、酒、たばこの販売を行わないよう、年齢確認をしっかりと行います。 ○ 18歳未満の者を有害業務営業で客に接する業務に従事させ又は客とすることのないように年齢確認をしっかりと行います。 ○ 犯罪・非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、再犯防止に向けた就業支援、住居確保の支援等に協力します。 ○ 「地域コミュニティの担い手」として、街路灯、防犯カメラの設置など地域防犯活動に寄与します。 ○ 犯罪被害者の駆け込みに対応するなどの、いわゆる駆け込み110番の家・店活動を実施します。 ○ 防犯設備士等による建物の防犯診断・防犯相談を実施します。 ○ 「防犯優良マンション認定制度」及び「防犯住宅認定制度」の普及を図ります。 ○ マンション及び戸建住宅の新改築において、C P建物部品（防犯性能の高い建物部品）等の導入を積極的に推奨します。 ○ 工場、事務所、倉庫等の建設に当たっては、死角をなくするような防犯設計に努め、塀、垣根の設置に際しても、不審者が隠れにくいよう視認性に配慮します。 また、侵入の足掛りとならないよう設備の配置や商品の管理を行います。 ○ 従業員、警備員等による巡回や声かけなどのソフト面及び照明設備や防犯カメラの設置、機械設備の導入などのハード面の対策により、駐車場や施設内に犯罪企図者が近づきにくくするとともに、駐車場等が少年たちのたまり場になることを防ぐことにより、犯罪を未然に防止します。 ○ 住宅、駐車場、店舗等への防犯カメラ、センサー付きライト等防犯設備の普及を図ります。 ○ 酒類提供等営業（店舗を設け、客に酒類を提供し、客の接待をして営む営業）を営む者は、いわゆる「ぼったくり」と言われるような不当に高額な料金請求や違法な客引きを始めとした不法行為は行いません。 ○ 店舗賃貸契約に際し、違法な風俗営業等を行ったときは契約を解除できる旨の内容を規定します。 ○ 歓楽街の景観に関わるゴミの散乱、放置自転車、落書き等の阻害要因について、街並みの維持・改善のため地域団体等や市町村と連携してパトロール、清掃活動等に取り組めます。 ○ 外国人の不法就労・不法滞在・所在不明防止のため、雇用契約時、住宅の賃貸契約時における身分と所在の確認をしっかりと行います。

○ 暴力団を利用しない、暴力団に協力しない、暴力団と交渉しないための、暴力団排除の活動を推進します。	
2 地域団体等	○ 民生委員、児童委員等が協働して行っている非行犯罪防止活動が県内全域で行われるよう、未実施地域への普及強化を進めます。 ○ 児童生徒等の非行防止や居場所づくりに努めます。 ○ 犯罪・非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、その協力を努めます。 ○ 「防犯優良マンション認定制度」及び「防犯住宅認定制度」の普及を図ります。 ○ 防犯グッズやC P建物部品等の普及を図ります。 ○ 防犯灯の管理を徹底するとともに、増設について検討し、市町村等に提言します。 ○ 違法な広告物・ビラ、違法駐車車両の放置等といった犯罪を誘発するおそれのある有害な環境の浄化に取り組めます。 ○ 防犯パトロールに併せて、管理が不適切な空き家や街灯のない駐車場など、犯罪が発生しやすい生活環境をチェックするとともに、落書き消しなどの改善を実施します。 ○ 学区（校区）内の清掃活動等のボランティア活動を強化し、子供の規範意識を向上させるとともに、生活環境をより良くします。 ○ 犯罪の多発場所等に街頭防犯カメラ及び防犯ブレードの設置を検討します。 ○ 飲食街の景観に関わるゴミの散乱、放置自転車、落書き等の阻害要因について、街並みの維持・改善のため事業者団体や市町村と連携してパトロール、清掃活動等に取り組めます。
3 市町村	○ 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動を実施します。 ○ 犯罪・非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りを支えるための理解と協力について周知するため、「社会を明るくする運動」を始めとした啓発活動を実施します。 ○ 住宅防犯診断などを通じた防犯性の高い住宅の普及、公園、道路等の整備に努めます。 ○ 庁舎の展示スペースや住民が集まるイベントの場などを利用して、防犯グッズやC P建物部品等の紹介を行います。 ○ 防犯灯の増設・改修及び一戸一灯運動の啓発などにより、安全な地域づくりに努めます。

○ 犯罪を誘発するおそれのある有害な環境の浄化に取り組めます。 ・ 防犯上不適切な箇所等の調査 ・ 違法な屋外広告物の巡回パトロール及び除去活動の実施 ・ ゴミ拾い活動、落書き消し活動などの実施 ○ 生活環境保全のため、管理が不適切な空き家等の所有者や管理者に対し、適正な管理を行うよう呼びかけます。 ○ 公共施設への防犯カメラの設置に努めるとともに、地域団体等が防犯カメラを設置できるよう、地域の実情に応じて、防犯カメラ設置補助制度の拡充に努めます。あるいは、創設を検討します。 ○ 飲食街の景観に関わるゴミの散乱、放置自転車、落書き等について、街並みの維持・改善のため事業者団体や地域団体等と連携してパトロール、清掃活動等に取り組めます。 ○ テレビ、ラジオ等による防犯広報、外国人を対象とした防犯講話など、外国人も安心して暮らせる総合対策を推進します。 ○ 不法就労・不法滞在防止のための広報啓発活動を推進します。
--

4 県民

○ 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動に参加します。 ○ 犯罪・非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、その協力を努めます。 ○ 防犯カメラ、センサーライトの設置、玄関・窓等へのC P建物部品等の導入及び補助錠の設置、樹木の剪定及び照明設備による見通しの確保、防犯砂利の導入等、住宅の防犯性の向上に努めます。 ○ 敷地内に脚立など侵入の足掛りとなるものや、段ボール等の可燃性のものを放置しないようにします。 ○ 門灯・玄関灯などの照度を確保し、一戸一灯運動に協力することにより、夜間における地域の安全確保に努めます。 ○ マンションや住宅を購入・建築する際には、防犯性を十分に考慮します。 ○ 生活環境保全のため空き家の適正な管理に努めます。 ○ いわゆる「ぼったくり」と言われる不当に高額な料金請求等の被害者とならないよう、違法な客引きや時間外営業等を行う酒類提供等営業の営業所を利用しないようにします。 ○ 防犯や再犯防止、非行防止などのボランティア活動に積極的に参加し、居住地域の防犯環境の改善に努めます。

Ⅲ 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

特殊詐欺、侵入盗、自動車盗の対策に取り組むとともに、学校、地域、家庭、警察などが一体となって、子供を犯罪から守るための安全対策や女性・高齢者・障害者が被害者となる犯罪を防止するための対策を進めます。

また、組織化された犯行グループにより連続的に行われる犯罪や新手の犯罪、サイバー空間における犯罪、性犯罪・性暴力への対策など県民の安全・安心を脅かす犯罪に迅速、的確に対応し、被害の未然防止・拡大防止・被害者の支援を推進します。

（「戦略2023」より）

特殊詐欺、侵入盗、自動車盗や、本県の刑法犯認知件数に占める割合の高い自転車盗、万引きなどについては、県民一人一人や事業者が防犯のポイントを理解し、日常的に実践することにより防ぐことができます。

また、犯罪情勢等の情報収集を通じて、新たな犯行手口やその防犯対策の知識などを得ておくことが大切です。

そこで、地域、職場、学校、家庭等で、これらの犯罪に対して、自ら取り組むことのできる防犯対策を実践していきます。

また、地域社会において、学校、保育所等と連携しながら、子供を犯罪から守るための体制を整備し、子供の安全の確保を図るとともに、子供自らも犯罪等の危険から身を守ることを意識付けをするための教育、訓練等を実施します。

さらに、性犯罪・性暴力対策の強化や女性・高齢者・障害者が被害者となる犯罪を防止するための取組を展開するとともに、すべての県民の安全・安心な生活を守る地域社会を保つためには、思いもかけず被害に遭われた方の被害を回復し、平穏な生活を送れるようにする必要があるため、犯罪被害者等を支える取組を進めます。

【主体別取組事項】

1 事業者団体

【広報啓発活動、検挙につながる街頭活動の重点実施】

- 警察、行政等から提供される防犯情報により、最新の犯罪情勢を把握し、必要な防犯対策を講じるとともに、その情報を社員等にも提供し、具体的な防犯活動を促進します。
- 犯罪防止のポスターやイラスト等を駅や施設等の顧客から視認できる場所に掲示し、啓発に努めます。
- 他人の家を覗き込んでいたりするような不審者や同じところを何度も通行する不審車両などを見かけた際は、警察へ通報・情報提供するなど、地域が連携した抑止活動に協力します。
- 行政、警察、地域団体等と連携して、街頭啓発キャンペーンや合同パトロール活動、防犯教室、防犯訓練などの活動に参加します。

【県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策】 《特殊詐欺》 ○ 怪しい電話、心当たりのないメール・郵便物等を受け取ったときは必ず家族や警察等に相談することを広報啓発し、意識の徹底を図ります。 ○ 店舗窓口における一口広報のほか、高齢者の高額振り込み、高額引き出しなど、特殊詐欺の被害が懸念される場合は、積極的な声かけ活動を進めるとともに警察に通報するなど、特殊詐欺の被害を発生させないようにします。 ○ 架空料請求詐欺等の被害防止のため、コンビニエンスストアなどにおいては、電子マネー購入客や収納代行利用客への積極的な声掛けを実施します。 ○ A T Mの利用について、事業者による利用限度額の引き下げのほか、顧客による利用限度額の引き下げを働き掛けます。 ○ 特殊詐欺の被害防止のため、A T M付近への注意喚起ポスターの掲示や店内放送等での呼びかけを実施するとともに、「STOP！A T Mでの携帯電話」運動の周知に努めます。 ○ 「特殊詐欺捜査協力報奨金制度」の周知に努めます。 ○ 会員、従業員等に対し、特殊詐欺の被害防止に効果的な研修会等を実施します。 ○ 特殊詐欺等の被害防止対策に有効な自動録音機能や着信拒否機能の付いた電話機等の普及を図ります。 ○ 商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるとともに、被害防止のための広報啓発に努めます。 ○ 宅配便の荷受け時において、利用客に対し現金が宅配便に在中していないか、積極的に声かけを実施します。 ○ 従業員等や客に対し、特に若者が「受け子」、「架け子」などの特殊詐欺の犯罪に加担しない啓発、教育を実施します。 ○ 県警による特殊詐欺多発警報（以下「多発警報」という。）発令時には、発令対象地域において発生手口に応じ利用者への声掛け、店内放送等により被害防止の対策を強化します。 《侵入盗》 ○ C P建物部品等及び防犯性の高い住宅の普及を図ります。 ○ 玄関、窓のツールロック及び補助錠の普及を図ります。 ○ 無締まりによる被害防止のための広報啓発活動を実施します。 ○ 「住宅ドロボウ通報応援制度」の実施により110番通報を呼びかけます。 ○ 店舗、事務所等に不要不急の現金を保管しないように努めます。 《自動車》 ○ イモビライザー、警報機、ハンドル固定装置等自動車盗難防止装置の導入の効果などの広報啓発活動を実施するとともに、盗難防止装置装着車両の普及を図

ります。 ○ 自動車関連窃盗等の被害実態及び新たな手口の周知に努め、被害防止対策の普及を図るとともに、啓発活動を推進します。 ○ ナンバープレート盗難の被害防止に有効な盗難防止ネジの普及を図ります。 ○ 「自動車関連窃盗情報報奨金制度」の継続実施により110番通報の促進を呼びかけます。 ○ 街路灯整備や出入口の施錠管理など駐車場における防犯環境の整備に努めます。 《自転車》 ○ 自転車盗対策として、ツーロックを呼びかけるポスターの掲示などの広報啓発活動を実施するとともに、防犯性の高い施設設備の普及を図ります。 ○ 顧客・従業員に対し、店内・車内・事業所内で、放置自転車減らすための啓発を行います。 ○ 駐輪場の防犯環境の整備に努めます。 《万引き》 ○ 死角をなくすなど、万引きのしにくい店舗づくりを行います。 ○ 警備員の巡回、店員による積極的な声かけなどのソフト面の対策及び防犯カメラの設置、増設、防犯タグ付値札の活用などのハード面の対策により、万引き被害を防止します。 《自動販売機ねらい》 ○ 自動販売機は、集金を頻繁に行います。 ○ 鍵穴や扉部分に堅固なカバーやチェーンなどを取り付けます。 ○ 愛知県自動販売防犯対策協議会による情報報奨金制度の継続実施により110番通報の促進を呼びかけます。 ○ 堅牢な自動販売機の導入や自動販売機への警報装置の設置等により防犯性能の強化に努めます。 《薬物乱用防止》 ○ 薬物乱用防止キャンペーンの開催、啓発用ポスターの掲示及び啓発資材の配布を行い、薬物乱用の危険性を訴えます。 《暴力団排除》 ○ 暴力団排除の「三不運動+1」（「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」）を実践するとともに、暴力団の排除に資する情報を知ったときは、警察に情報提供します。 ○ 警察や関係団体との連携を強化し、暴力団排除宣言、暴力追放ステッカー、暴力追放ポスターを事業所の出入口等目立つところに掲示します。 ○ 各事業所等において、暴力団等からの不当要求に対する対応体制の整備、社
--

員研修等を行う不当要求防止責任者を選任し、講習を積極的に受講します。 ○ 取引に際し、契約書等に暴力団排除条項を整備するとともに、暴力団等ではないことの表明・確約書の作成、提出に努めます。 ○ 暴力団離脱者の就労支援活動を、警察、暴力追放愛知県民会議、県、市町村、職業安定機関等と連携して推進します。 《サイバーセキュリティ対策》 ○ 会員、従業員に対し、サイバー犯罪に遭わないための情報セキュリティに関する教育を積極的に実施し、セキュリティ意識の向上を図ります。 ○ セキュリティポリシーを策定し、サーバーやパソコンのOS及びウイルス対策ソフトを最新の状態にするなど、サイバー犯罪の被害に遭わないよう十分な防御措置をとることにより、自社の情報セキュリティを向上させます。 ○ 会員、関連事業者等に、会員情報等の流出に見られるような、フィッシングサイト等のサイバー犯罪の手口や被害防止対策について周知を図ります。 ○ インターネットバンキングの不正送金を始めとしたサイバー犯罪や企業を対象としたサイバー攻撃の未然・拡大防止等を図るための共同対処協定等に基づく、情報共有、被害拡大防止対策を図ります。 【子供の安全対策の推進】 ○ 子供の安全確保のために、事業所、店舗をこども110番の家として活用します。 ○ 子供の登下校時の見守り活動の実施や、店頭等において積極的に声かけを行うほか、子供の安全確保のため、防犯カメラを活用します。 ○ 子供が携帯電話やスマートフォン等を安全に使用するため、販売する際には、フィルタリングの利用促進に努めます。 ○ 顧客、従業員等に対し、JKビジネスを始め児童買春や児童ポルノ製造等の子供の性被害防止に関する啓発を実施します。 【女性・高齢者・障害者に対する犯罪対策の推進】 ○ 女性従業員を対象とした防犯訓練等の研修会を実施します。 ○ 女性従業員に対して、性犯罪等に対する注意喚起を促す声かけを行います。 ○ 女性・高齢者・障害者が犯罪被害から逃れるための場所や通報場所として店舗等を活用できる事業者は、その情報発信を積極的にを行い、犯罪の防止に協力します。 ○ 顧客、従業員等に対し、ストーカー・DVの被害防止に関する啓発を実施します。 ○ 犯罪被害防止のための防犯ブザーの普及を推進します。 【犯罪被害者等への支援】 ○ 性犯罪・性暴力への理解を深め、お互いが加害者、被害者、傍観者にならないための啓発、教養を図ります。

○ 性犯罪・性暴力等のワンストップ支援センターなど、相談支援体制の周知に努めます。 ○ 犯罪被害者等への理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりに進めるように努めます。
--

2 地域団体等

〔広報啓発活動、検挙につながる街頭活動の重点実施〕 ○ 警察、行政等から提供される防犯情報により、最新の犯罪情勢を把握し、活動を通じて啓発に努め、具体的な防犯活動を促進します。 ○ 青色回転灯装備車を導入し、防犯パトロール活動の強化を図ります。 ○ 多発する犯罪を減少させるため、地域の特性に応じた独自の防犯活動を企画・実践し、その成果を他の地域と共有します。 ○ 他人の家を覗き込んだりするような不審者や同じところを何度も通行する不審車両などを見かけた際は、警察へ通報するなど、地域が連携した抑止活動に協力します。 ○ 行政、警察、事業者等と連携して、街頭啓発キャンペーンや合同パトロール活動、防犯教室、防犯訓練などの活動に参加します。 〔県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策〕 ○ 専門家等を招いた講演形式のほか、オンラインやインターネット動画など状況に合わせて防犯教室や防犯診断を開催します。 ○ 愛知県警察公式アプリ「アイチポリス」等を活用して防犯情報を収集し、防犯パトロールコースを設定するなど、効果的な防犯活動を実施します。 ○ 怪しい電話、心当たりのないメール・郵便物等を受け取ったときは必ず家族や警察等に相談することを広報啓発し、意識の徹底を図ります。 ○ 地域での特殊詐欺被害防止の啓発活動を実施します。 ○ 学生等が「受け子」、「出し子」などとして特殊詐欺に関わらないように注意喚起をします。 ○ 「多発警報」発令時には、発令対象地域において携帯電話で通話しながらA・TMを操作するなど被害が疑われる人への声掛けや不審者の発見を目的としたパトロールの強化に努めます。 ○ 薬物乱用防止啓発用ポスターの掲示及び啓発資材の配布を行い、薬物乱用の危険性を訴えます。 ○ 暴力団排除の「三ない運動+1」（「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れられない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」）を推進します。 ○ 暴力団犯罪の未然防止のため、警察に情報を提供します。 ○ 暴力団が介在しにくい安全なまちづくりを、警察や行政機関、関係団体、地

域住民と連携して推進します。 ○ 各種会合や研修等の機会を通じて、県民にサイバー犯罪に遭わないための情報セキュリティの重要性を訴えかけます。 ○ 警察や自治体と連携し、サイバー犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動に努めます。 〔子供の安全対策の推進〕 ○ 通学路等における子供の安全対策を推進するため、地域の特性に応じた独自の防犯活動を企画・実践し、その成果を他の地域と共有します。 ○ 学校や家庭、登下校時における安全について、保護者等を含めた防犯教室等を実施します。 ○ 幼稚園・保育所等の門扉・フェンスや防犯カメラ等の防犯施設・設備の整備に努めるとともに、登園時の園児等の防犯対策（園等と保護者の連携・通園パスの防犯対策等）を実施します。 ○ 通学路等の点検を行い、危険箇所を把握し、児童生徒に周知するとともに、安全マツプの見直しを行います。 ○ 見守り隊の活動に参加し、子供の見守り体制を確立するとともに、子供の安全確保のための実践事例をホームページに掲載します。 ○ 警察、学校と連携し、こども110番の家の拡充を図るとともに、子供達が利用しやすい環境づくりに努めます。 ○ 県、市町村等と連携し、保育所、学校等間で不審者情報の共有を図るとともに、園児・児童生徒・保護者への円滑な情報提供に努めます。 ○ 子供が携帯電話やスマートフォンを安全に使うために有効なフィルタリングの設定を促進する啓発活動を実施します。 ○ インターネットや携帯電話、スマートフォン等を利用した犯罪の被害に遭わないための防犯教室を実施します。 ○ 児童虐待等の早期発見、早期対応につなげるため、予兆を見知った場合は速やかに関係機関に連絡するとともに、児童虐待防止の広報啓発活動を実施します。 〔女性・高齢者・障害者に対する犯罪対策の推進〕 ○ 女性の安全対策を推進するため、地域の特性に応じた独自の防犯活動を企画・実践し、その成果を他の地域と共有します。 ○ 加盟団体、会員、職員の女性を対象に、チラシや文書等により性犯罪等に対する注意喚起を行うとともに、防犯教室、護身術訓練等の研修会を実施します。 ○ 女性・高齢者・障害者を狙った犯罪防止のための広報啓発活動を実施します。 ○ 講演形式の他、オンラインやインターネット動画など状況に合わせた防犯教

室を開催します。 ○ 特殊詐欺など高齢者を狙った犯罪の被害防止活動に取り組めます。 ○ 所属する団体の役割に応じて、女性・高齢者・障害者への声かけや見守りを行います。 【犯罪被害者等への支援】 ○ 犯罪被害者等への理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを進めるように努めます。 ○ 犯罪被害者等の支援に関する相談・支援体制について、関係機関・団体と連携し、地域住民等への周知に努めます。 ○ 被害者支援連絡協議会を始めとした各種会議等を通じ、犯罪被害者等の支援に関する施策について、情報共有を図ります。 ○ 性犯罪・性暴力への理解を深め、加害者、被害者、傍観者にならないための、広報啓発活動を実施します。

3 市町村

【広報啓発活動、検挙につながる街頭活動の重点実施】 ○ 県、警察との緊密な連携により地域の犯罪情勢を把握し、自ら持つネットワークを始め各種広報媒体を活用した啓発活動を推進します。 ○ 犯罪が多発する地域を重点地区に指定し、広報啓発活動、パトロール活動、専門家による防犯診断等を集中的に実施します。 ○ 青色回転灯装備車による防犯パトロール活動や広報啓発活動を実施します。 ○ 地域住民等が不審者（車）を発見した際は警察へ通報するなど、地域が連携して抑止に取り組めます。 ○ 県、警察、各種業界団体等と連携した街頭キャンペーン、広報啓発活動等を実施します。 【県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策】 ○ 怪しい電話、心当たりのないメール・郵便物等を受け取ったときは必ず家族や警察等に相談することを広報啓発し、意識の徹底を図ります。 ○ 特殊詐欺の被害防止対策として自動録音機能や着信拒否機能の付いた電話機等の有効性について啓発して普及を図るとともに、地域の実情に応じて、設置補助金制度等の創設に努めます。 ○ 特殊詐欺の新たな手口や多発する手口、「受け子」、「架け子」の問題など、様々な世代への広報啓発を実施します。 ○ 「多発警報」発令時には、広報ツールを利用したタイムリーな情報発信に努めるとともに、あらゆる住民応接の機会に注意喚起します。 ○ 防犯カメラやC P建物部品、補助錠の活用、防犯性の高い金庫の設置のほか、不要不急の現金の不保管等について啓発をして普及を図るとともに、侵入
--

盗の抑止に努めます。 ○ 住宅対象侵入盗対策として玄関や駐車場等に設置する家庭用防犯カメラの有効性について啓発し、普及を図ります。 ○ 自動車関連窃盗等の被害実態の周知に努め、被害防止対策の啓発活動を推進します。 ○ 自転車盗や万引きなどについて、公共施設等に注意喚起看板、ポスター等を設置します。また、自転車盗対策として、ツーロックの普及のための広報啓発活動を実施します。 ○ 駅駐輪場等での自転車盗難防止キャンペーンや自転車の施設指導を実施するとともに、放置自転車の撤去を行います。また、盗難被害が多発する駐輪場へ防犯カメラの導入に努めます。 ○ 薬物乱用防止の広報啓発に努め、薬物乱用の危険性を訴えます。 ○ 市町村の事務・事業及び公の施設の利用が暴力団を利用することにならないようにします。 ○ 職員、地域住民に、サイバー犯罪の危険性、情報セキュリティの重要性等について周知します。 ○ 地域住民がサイバー犯罪の被害に遭わないために、関係機関と連携を強化し、被害防止の広報啓発に努めます。 【子供の安全対策の推進】 ○ 小中学校で、児童生徒対象の参加型やオンライン学習型などの防犯教室や教職員対象の不審者侵入防止訓練を実施します。 ○ 児童生徒に対し、ホームルーム、地域での集まり等を活用して、不審者等に関する情報の提供を行い、危険から身を守るための対策等の講習を実施します。 ○ 小中学校等の門扉・フェンスや防犯カメラの整備に努めます。 ○ 通学地下道等に、地域の実情を踏まえ、防犯カメラや非常警報装置の設置に努めます。 ○ 登下校時の見守り等を自主防犯団体に委嘱するなどして実施します。 ○ 青色回転灯装備車による下校時のパトロールを実施します。 ○ 安全・安心な子供の活動拠点（放課後子供教室、放課後児童クラブ）を設けます。 ○ スクールガードによる安全対策を推進します。 ○ 安全マップの作成、改訂を行います。 ○ メール、行政防災無線、ホームページにより、きめ細かく、即時性のある安全情報・不審者情報の提供に努めるとともに、その情報の確実な伝達を図るための訓練を実施します。 ○ 不審者等に関する情報について、近隣市町村を含む関係機関と共有すること

もに、地域に周知する仕組を構築し、地域住民への迅速な情報提供に努めます。 ○ 小・中・高等学校等で、児童生徒・保護者対象のサイバー犯罪防止講話や、スマートフォン・携帯電話の安全利用のためのイベント等の啓発活動を推進します。 ○ JKビジネスを始め児童買春や児童ポルノ製造等の子供の性被害防止に関する正しい知識を普及させるように努めるとともに、被害者への支援を切れ目なく行います。 ○ 児童虐待防止の啓発を図るため、オレンジリボン運動を展開するとともに、児童虐待相談に適切に対応できるよう体制強化に努めます。 ○ 虐待事例は、児童相談所や警察のみならず、教育関係、福祉関係など関係機関が連携して対応するよう努めます。 【女性・高齢者・障害者に対する犯罪対策の推進】 ○ 庁舎の展示スペースや住民が集まるイベント等を利用して、ストーリー・DV対策を広報します。 ○ ストーカー・DVの被害防止に関する正しい知識を普及させるよう努めるとともに、被害者への支援を切れ目なく行います。 ○ 職員等が高齢者世帯を訪問する際や、敬老会など、高齢者が集まる機会を捉えて、高齢者に直接、犯罪情報の提供、注意喚起や防犯教室を実施します。 ○ 地域の実情に応じた高齢者の見守り体制を構築し、関係機関との連携を図りながら、高齢者の見守り活動を推進します。 ○ 障害のある人が地域社会において安全・安心な生活を送ることができるよう、福祉サービスや虐待に関する相談に応じます。 【犯罪被害者等への支援】 ○ 各種媒体や会議等を通じ、犯罪被害者等の支援に関する情報共有を図るとともに、広報啓発活動を実施します。 ○ 犯罪被害者等への理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを進めるように努めます。 ○ 性犯罪・性暴力による被害を受けた場合の各種支援策の周知に努めます。
--

4 県 民

【広報啓発活動、検挙につながる街頭活動の重点実施】

- 警察、行政等から提供される防犯情報を活用して地域の犯罪情勢を把握し、自主防犯に努めるとともに、地域との連帯感を高め、安全なまちづくりに参画します。
- 他人の家を覗き込んだりするようないかなる不審者や同じところを何度も通行する不審車両などを見かけた際は、警察へ通報するなど、地域が連携して抑止に

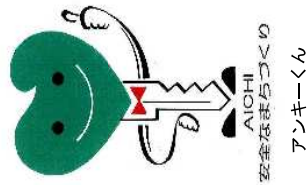
取り組みます。 ○ 行政、警察、地域団体等が開催する、防犯パトロール活動、防犯教室などに積極的に参加し、防犯知識の向上に取り組みます。 【県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策】 ○ 特殊詐欺の被害にあわないよう、怪しい電話があったときは、相手を確認し、一度電話を切って、自分で判断せずに家族や警察等には必ず相談します。また、心当たりのないメールや郵便物等を受け取ったときも相談します。 ○ 日ごろから家族間や地域のコミュニケーションを図り、家族や地域の絆で被害を防ぐよう心掛けます。また、新しい犯罪手口について、家族で共有し、犯罪被害防止に努めます。 ○ ATMでの利用限度額を引き下げるなどの対策に努めます。 ○ 有料サイト等の未納料金を請求するメールや訴訟取下名目のハガキ・封書に記載された連絡先には電話しないようにします。 ○ 他人にキャッシュカードを渡しません。また、キャッシュカードを封筒に入れて保管を依頼されても応じません。 ○ キャッシュカードの暗証番号を尋ねたり、自宅内の現金保管状況や資産状況等を尋ねるなどの不審な電話には決して答えることなく、直ちに警察へ通報します。 ○ 「STOP!ATMでの携帯電話」運動に協力し、ATMの操作中に携帯電話等を使用しないよう注意するほか、携帯電話を使用しながらATMを操作する高齢者など、特殊詐欺の被害が疑われる者を見かけたときには、積極的に声を掛けし、警察へ通報します。 ○ 怪しい電話やメールを直接受けないように、自動通話録音機、留守番電話や迷惑メール防止等の機能を活用します。 ○ SNSなどによる怪しい求人等に応じることなく、「受け子」、「架け子」など特殊詐欺には絶対に加担しません。 ○ 「多発警報」発令時には、家族や周囲の方へ必ず注意を呼び掛けます。 ○ 短時間の外出でも住居・物置・車庫等の施錠の徹底を図るとともに、窓やドアはツーロックにします。また長期外出時には、外出していることをSNS等に載せない、新聞の配達を止めるなど、不在を悟られない対策を実施します。 ○ 防犯カメラ、C P建物部品、補助錠など防犯器具の活用にも努めます。 ○ 自宅に不要不急の多額の現金を保管しないように努めます。 ○ 短時間でも自動車から離れたときは、必ずエンジンを停止し、ドアロックをするとともに、車内にエンジンキーやバッグ等を置いたままにしません。また、イモビライザー、警報器等の盗難防止装置、ナンバープレート盗難防止ネジの導入に努めます。 ○ 自動車の鍵を適切に保管し、リレーアタック等の被害に遭わないように努め

ます。 ○ 駐車（輸）場を利用する場合には、明るく管理された見通しのよい駐車（輸）場を選びます。 ○ 自転車はツーロック装置付を購入したり、ワイヤー錠などを使用して、ツーロックにします。 ○ 違法薬物の危険性について家族で話し合い、家庭内に薬物乱用防止意識を醸成します。 ○ 暴力団排除の「三ない運動＋１」（「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れれない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」）を推進します。 ○ 暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県・警察に対し、情報を提供します。 ○ 青少年を暴力団に加入させない、又は、暴力団の排除の重要性を認識して暴力団に対する正しい理解の下に行動することができるよう、青少年に対する指導及び助言を行うよう努めます。 ○ インターネットの利便性の裏に潜むフィッシングサイトなどの危険性について認識し、セキュリティ意識の向上に努めます。 ○ サイバー犯罪から財産や情報を守るため、ウイルス対策ソフトを最新の状態にし、ＩＤやパスワードを確実に管理するなどして、インターネットを安全に利用します。 ○ 日々巧妙化、複雑化するサイバー犯罪に対して、行政、警察等が発信する情報を収集して知識を高め、被害に遭わない対策に取り組みます。 【子供の安全対策の推進】 ○ 子供の登下校時に合わせて、屋外の清掃や花・草木への水やり等を行うことにより、監視の目となります。 ○ 子供の通学経路を子供と保護者等で確認し合い、その安全性を家庭でも点検します。 ○ 子供の健全育成を図るため、地域の環境浄化運動等に積極的に参加します。 ○ 地域の一員として、子供や子育てを見守るとともに、子供や家族の様子が気になる場合は、相談機関や児童相談所、警察に相談します。 ○ 子供が身の危険を感じたときに助けを求めて駆け込める緊急避難場所である「こども110番の家」の設置に協力します。 ○ 子供が携帯電話やスマートフォンを使うときは、安全のためフィルタリングを設定するほか、子供がサイバー犯罪の被害者にならないように、家庭で話し合うように心掛けるとともに、インターネット利用について家庭内でルールを定めます。 ○ J Kビジネスを始め児童買春や児童ポルノ製造等の子供の性被害防止について	
--	--

て、正しい知識を得るように努めます。 ○ 虐待を受けたと思われる子供がいたら、すぐに児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちばやく）」に通報する。または最寄りの市町村や児童相談所等へ通告します。 【女性・高齢者・障害者に対する犯罪対策の推進】 ○ 女性を狙った性犯罪等にあわないよう「暗い道、人通りの少ない道は通らない」「防犯ブザーを携帯してすぐに使える状態にしておく」など、常に防犯意識を持って行動します。 ○ 地域等で開催される防犯教室、護身術訓練等の研修会に参加するなど、防犯知識・技術の習得に努めます。 ○ 身近な女性・高齢者・障害者の異変を感じたら、市町村窓口へ連絡します。 ○ 女性・高齢者・障害者を狙った犯罪の防犯対策を家庭で話し合うよう心掛けます。また、別居の場合は、家族同士お互いに連絡し合い、犯罪にあわないための防犯対策を話し合うよう心掛けます。 ○ ストーカー・DV被害の防止について、正しい知識を得るよう努めます。 【犯罪被害者等への支援】 ○ 犯罪被害者等への理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを進めるよう努めます。 ○ 誰もが性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者とならないように、性犯罪・性暴力への理解に努めます。 ○ 性犯罪・性暴力が起きていると思われる状況を知ったときは、すぐに行政や警察、ワンストップ支援センターなどに通報又は相談します。	
--	--

3 愛知県安全なまちづくり推進協議会 名簿

会 長		愛知県知事
副会長(4名)		愛知県警察本部長 名古屋市長 愛知県商店街振興組合連合会理事長 公益社団法人愛知県防犯協会連合会会長
委 員		愛知県教育委員会教育長 名古屋市教育局教育長 愛知県市長会長 愛知県町村会長
行政機関(4名)		
事業者団体(25名)		公益社団法人愛知建築士会会長 愛知県セーフガード協会会長 一般社団法人愛知県警備業協会会長 一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会会長 一般社団法人不動産協会上部支部長 一般社団法人愛知県建設業協会会長 名古屋駐車協会会長 中部防犯協会会長 日本チェーンストア協会中部支部長 愛知県コンビニエンスストア防犯対策協議会会長 中部百貨店協会会長 愛知県金銭貸付防犯対策協議会会長 日本貸金業協会愛知県支部事務長 愛知県自動車盗難等防止協議会会長 愛知県自動車モーター商協同組合理事長 愛知県自動車防犯対策協議会会長 愛知県石油商業組合理事長 愛知県タクシー協会会長 名古屋タクシー協会会長 一般社団法人愛知県生活衛生同業組合連合会会長 愛知県カラオケボックス協会会長 一般社団法人中部経済連合会会長 愛知県商工会連合会会長 愛知県商工業連合会会長 公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会会長
地域団体等(17名)		愛知県青年女性団体連盟会長 公益財団法人愛知県老人クラブ連合会会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会会長 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 愛知県国公立幼稚園・こども園長会長 公益社団法人愛知県私立幼稚園連盟会長 愛知県小中学校長会長 名古屋市立小中学校長会長 愛知県公立高等学校長会長 愛知県私立学校協会会長 愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 愛知県小中学校PTA連絡協議会会長 愛知県公立高等学校PTA連合会会長 愛知県私立幼稚園PTA連合協議会会長 公益財団法人暴力追放愛知県民会議理事長 公益社団法人被害者サポートセンターあいち会長
合 計		51名



このマークは、一般公募により愛知県の安全なまちづくりのシンボルマークと定めたもので、ハートと鍵をモチーフとしてデザインされています。

名前も一般公募により名付けられたもので、安全安心の「アン」と鍵の「キー」を合わせた「アンキー」が「安気」に通じることから、「アンキーくん」と名付けられました。

【愛知県安全なまちづくり推進協議会事務局】
愛知県 防災安全局 県民安全課 安全なまちづくりグループ
〒460-8501
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-954-6176 (ダイヤルイン)
FAX 052-954-6910
愛知県警察本部 生活安全部 生活安全総務課
〒460-8502
名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
電話 052-951-1611 (代表)
FAX 052-954-8868